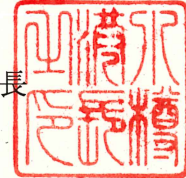


港長公示第 1 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により、公示する。

令和 8 年 7 月 8 日

小 樽 港 長



小樽港第一区における航泊の禁止について

令和 8 年 7 月 26 日小樽港第一区において、「第 60 回おたる潮まつり花火大会」が実施されるため、下記により船舶の航泊を禁止（小樽港長が許可した船舶を除く。）する。

記

1 期 間

令和 8 年 7 月 26 日（日）午後 8 時 00 分から当該花火大会が終了するまでの間（同日午後 8 時 30 分を予定）

2 区 域（別図参照）

次の 3 点を順に結んだ線及び陸岸に囲まれた海域

イ 小樽港第一区色内ふ頭南東端（北緯 43-12-17.5 東経 141-00-22.6）

ロ イの点から真方位 155 度、100 メートルの地点

ハ 小樽港第一区色内防波堤先端（北緯 43-12-09.8 東経 141-00-10.8）

3 標 識

上記ロの地点には、灯浮標（黄色、単 2 秒に 1 閃光）が 1 基設置される。

4 備 考

花火大会実施中、花火大会実行委員会の監視船が 2 隻配備される。

航泊禁止区域図



次の3点を順に結んだ線及び陸岸に囲まれた海域

- イ 小樽港第一区色内ふ頭南東端(北緯43-12-17.5 東経141-00-22.6)
- ロ イの点から真方位155度、100メートルの地点
- ハ 小樽港第一区色内防波堤先端(北緯43-12-09.8 東経141-00-10.8)